

会 議 報 告 書						
会議名	令和5年度第3回草津市あんしんいきいきプラン委員会					
開催日時	令和5年11月16日(木) 14:00~16:00					
開催場所	草津市役所 8階大会議室					
委員	役 職	氏 名	出欠	役 職	氏 名	出欠
	委員長	佐藤 卓利	出席	委 員	川那部 光子	出席
	委 員	鈴木 孝世	出席	委 員	寺嶋 和男	出席
	委 員	山本 博一	出席	委 員	柴田 弘三	出席
	委 員	中西 真由巳	出席	委 員	磯山 信夫	出席
	委 員	宮城 徳幸	出席	委 員	田付 逸朗	出席
	委 員	松永 将孝	出席	委 員	山口 芳栄	出席
	副委員長	小川 義三	欠席	委 員	宮本 英彦	出席
	委 員	新村 真喜子	出席	委 員	今居 功	出席
	委 員	上山 高司	欠席	委 員	夏原 かず子	出席
	委 員	中村 秀樹	出席	委 員	吉岡 孝治	出席
事務局	健康福祉部：永池部長、安藤副部長					
	長寿いきがい課：松本課長、力石課長補佐、田中係長、三越係長、河原田副係長、松田主任					
	介護保険課：高阪課長、木村参事、大西課長補佐					
その他	傍聴者 なし					

1. 開会および挨拶

<草津市附属機関運営規則に基づき、本委員会が成立していることを報告>

<健康福祉部長から挨拶>

2. 議事

(1) 介護保険事業費等の状況について

事務局	○資料1に基づき説明。
委員	○9ページの実績が計画を下回っている理由を説明してほしい。
事務局	○地域密着型サービスおよび施設サービスの利用状況について、給付が計画より下回っている理由として、1点目は入居者の入れ替わりにより一時的な空床が発生したこと、2点目は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、通所系サービスにおいて軽度者による利用控えが発生したことが原因と考えている。本市では入所系の広域型施設について空床が生じていることから、給付が計画値を下回っている。
委員	○特別養護老人ホームでの実績と計画の差は、新型コロナウイルス感染症の他に別の理由があると思う。

事務局	○特別養護老人ホーム等については、3か月に1度利用状況の報告を受けている。以前は特別養護老人ホームの空床はほぼない状況だった。これまで特別養護老人ホームの待機者をなくすという考えのもと施設整備を進め、最近では空床が生じている状況であるため、空床率が上がったことが実績と計画に差が生じた理由ではないかと考えている。
委員	○特別養護老人ホームについて、以前は要介護1・2の方も入所できたが、現在は要介護3以上の方のみ入所できるとなっている点も空床の理由の1つに思う。サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームも以前に比べれば増えてきており、住まいの形が多様化したことも影響しているように思う。
委員	○訪問看護ステーションについて、新設の事業所が増えてきており、15事業所ある。また、重度の利用者が増えている関係で、軽度者に訪問するケースが少なくなっていることも実績に影響していると思う。
委員	○滋賀県下の特別養護老人ホームにおいては、基本的に県が定めている点数付けにより優先順位が決められていることから、どこの施設に申し込んでも同じような順位になるのが現実で、お声掛けしたタイミングで他の施設に入ってしまったことも多い。ベッドが1床空いてから次に利用者を確保するまで以前と比べ時間を要している点、地域密着型特別養護老人ホームは有効待機者が10年前と比べて減少している点、新型コロナウイルス感染症の3点が、令和4年度の実績に影響していると思う。
委員	○8ページから10ページの表の見方を教えてほしい。介護にかかる費用が全体でどれくらいかを知りたい。
事務局	○8ページについては、在宅で使用するサービスを示している。9ページについては、草津市の被保険者のみが使用できる地域密着型サービスに加え、入所系のサービスを示している。10ページについては、要支援認定の方など軽度者が使用することができるサービスを示している。介護費用については、資料には全体の額は記載していないが、表の実績額(A)のそれぞれの額を合計した額が全体の介護費用にかかる額となる。

(2) 施設整備の状況について

事務局	○資料2に基づき説明。
委員	○第8期計画期間において空床が生じているという説明だったが、特別養護老人ホームに入居できないという話をよく耳にする。なぜ、空床があるのに、そのような話を耳にするのか。また、介護離職者が多い、ビジネスケアラーが介護と仕事を両立できず仕事をやめるケースもあるという話をテレビで見たが、介護人材について草津市の現状を聞きたい。

事務局	<p>○1点目、実際にまだ施設に入りにくいと思っておられる現状について、窓口で相談を受ける際、その認識でおられる方は非常に多い。令和5年4月1日時点で施設への入居を待機されており、市内で在宅されている要介護3以上の方がどのような状態かをケアマネージャーに聞き取りを行い、分析を行った。その結果、40数名が待機されている中、25名強が施設に入るのはまだ早いと思っているが、申込を行っている現状であった。実際申し込んでおられる方には施設からお声がかかっているが、これから申し込みをする方は、まだ施設からもお声がかかっていない状況のため、認識として特別養護老人ホームに待機者があり入居に時間を要するという認識が残っていると考えている。</p> <p>次に、2点目、介護人材の確保については、今後介護を必要とする人が増えることが分かっている中で、国や県でも様々な施策を行っており、市としても、それに対して何らかの施策を行っていくと考えている状況である。本市においては、事業者がどのようなニーズがあるのか等、滋賀県南部介護サービス事業者協議会にて、できることを一緒に考えているところであり、今年度は介護人材定着支援のセミナーを開催した。ニーズは変化していくが、引き続き現場の声を聞きながら、介護人材の確保に向けて検討していきたい。</p>
委員	<p>○介護人材不足や介護離職、介護休暇というところで、草津市の状況を知りたい。</p>
事務局	<p>○介護休暇については、基本的に各企業の制度になっている部分であるが、国が、病院の病床を減らすにあたり介護者の負担にならないよう、病院から退院せざるを得ない方の受け皿になるため介護保険の方で施設整備を検討するよう、各市町の規模に応じて示されているところである。また、介護離職の具体的な数値については、アンケート以上のことが現時点では分からないため、今後機会があれば参考にしていきたい。</p>
委員	<p>○2ページの住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に記載の施設について、各学区の高齢者人口に対しての施設のニーズ等を知るため、施設の所在地を聞きたい。</p>
事務局	<p>○傾向として、民間の事業所が収益を目的に事業をしているので、利便性の高い都市部に集中している場所が多い。市として直接整備をしていないが、今後、高齢者が入ってみようと思える場所や買い物に行くことができる等の利便性が重視されていくのではないかと思います。住宅型有料老人ホームについては、老上中学校区4か所、玉川中学校区4か所、サービス付き高齢者向け住宅については、高穂中学校区3か所、草津中学校区4か所、新堂中学校区1か所となっている。</p>
委員長	<p>○今後、所在地を記した資料の提供は可能か。</p>
事務局	<p>○県のホームページに有料老人ホームの住所等が掲載されている。</p>

委員	○有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、所得が多い方が入る場合が多く、一番困っているのは、生活に困窮している方が入る場所がないということである。草津市でそういった方が入ることができる施設はあるのか。
事務局	○生活に困窮している方等が入ることができる施設はある。
委員	○今後、そういう施設を整備するといった計画はあるか。
事務局	○有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を整備していく計画については、住宅の計画等で示すことは可能だが、所得までは考えられていないと思う。ニーズによって施設の種類の民間事業所によって変わるものであり、本市においても所得が低い方でも入居することができる施設があるが、介護保険事業計画として、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の形態について第9期計画では考えていない。
委員長	○生活困窮者の実態把握はしているのか。
事務局	○すべてではないが、一定数把握をしている。介護保険料をいただく段階において、支払いが難しい方については把握している。生活保護受給者が介護保険のサービスを受けられる場合もある。国のルールどおりにいくと利用者にペナルティが発生する可能性もあるが、発生しないように分納誓約等を行う場合もある。また、保険料軽減の部分と、実際にサービスを利用いただく場合は、負担限度額認定証を発行し食費・居住費の補足給付のほか、社会福祉法人の社会的使命のもとで軽減がされているものを市が補助をしている。また、利用者の負担限度額の上限が超過した場合、高額介護サービス費といった形で給付している。その3つをお使いになられても生活が困窮されている場合、生活保護に至るまでに境界層といった形で対応している状況である。
委員	○知っている人はどこに相談したらいいか分かるが、知らない人は分からない。事業者にはそういった方もおられることを知っていただくとともに、丁寧な対応をお願いしたい。
委員	○地域包括支援センターは市内に6つあり、高齢者の相談窓口を担っている。自分から発することができない方もおられるし、地域の民生委員や地域の方なら相談できるといった声もある。相談が上がってくるルートは様々であり、一例ではあるが、そういった地域の方から悩みや相談をいただくこともある。
委員	○民生委員は様々な業務があり負担も大きい。地域包括支援センターや民生委員に相談することは、ある程度知識がないとできない。相談窓口などの啓発はしていくべきである。

(3) 草津あんしんいきいきプラン第9期計画のパブリックコメントの実施について

事務局	○資料3-1、3-2に基づき説明。
委員長	○前回策定時のパブリックコメントでは、何名から意見があったのか。
事務局	○2名の方から2件のご意見をいただいている。
委員	○多くの方から意見をいただくために、意見を出してくださった方に直接的な金銭ではなく、何らかのサービス等のインセンティブを設けることはできないか。
事務局	○パブリックコメントは、草津市市民参加条例に基づいて実施しているため、現時点でインセンティブを設けることは難しいと考える。
委員	○広報には掲載しないのか。
事務局	○1月15日号の広報くさつに掲載予定である。

3. 開会